

第一章 総則

第1条(用語の定義)

第二章 保険金の支払事由

第2条(保険金の支払事由、被保険者、保険金額)

第3条(免責事由)

第4条(保険金の受取人)

第5条(保険金の削減支払)

第三章 保険契約の締結等

第6条(責任開始及び契約日)

第7条(保険期間)

第8条(保険証券)

第四章 保険料の払込、猶予期間、保険契約の失効及び保険料払込の免除

第9条(保険料の払込、及び払込期日)

第10条(保険料払込猶予期間)

第11条(保険契約の失効)

第12条(保険料払込の免除)

第五章 保険契約の更新

第13条(保険契約の更新)

第六章 保険料の増額又は保険金の減額

第14条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

第七章 保険契約の取消、無効、解除

第15条(詐欺による取消)

第16条(不法取得目的による無効)

第17条(重大事由による解除)

第八章 保険金の請求及び支払時期等

第18条(保険金の請求及び支払時期等)

第九章 解約及び解約返戻金

第19条(解約)

第20条(解約返戻金)

第十章 保険契約の消滅及び、未経過保険料等の返還

第21条(保険契約の消滅)

第22条(保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第十一章 契約者配当

第23条(契約者配当金)

第十二章 契約者会員の通知義務

第24条(通知義務)

第十三章 その他の事項

第25条(保険料又は保険金の額の見直し)

第26条(時効)

第27条(管轄裁判所)

第一章 総則

第1条(用語の定義)

本約款における用語の定義は、本款に別に定められるもののほか、それぞれ次の各号のとおりとします。

- (1) 当会
一般財団法人福島県農協役職員共助会をいいます。
- (2) 事業所
契約者会員が所属する団体をいいます。
- (3) 契約者会員
退職互助医療保険の契約を申し込んだ者をいいます。
- (4) 被保険者会員
退職互助医療保険の給付金を受ける事が出来る者をいいます。
- (5) 配偶者
契約者会員の配偶者をいいます。

第二章 保険金の支払事由

第2条(保険金の支払事由、被保険者、保険金額)

号	保 険 金 及 び 給付金の種類	被保険者 (保険の目的)	支払事由	保険金額
1	医療給付金	契約者会員、その配偶者 (但し、申込時に登録された配偶者に限ります。)	契約者会員又はその配偶者が医療機関を受診し、保険診療に該当する医療費の支払いが発生したとき。	医療機関へ支払った医療費から規程で定める一部負担額の差し引いた額に給付率を乗じた額。なお給付率は下記の通りとします。 ・被保険者会員 －給付率100% ・配偶者 －給付率85% 但し、1ヶ月の医療保険金の上限は44,400円とします。

- 2 保険調剤薬局での保険適用薬代については、一部負担額を控除しないものとします。
- 3 70歳未満の契約者会員については、自己負担割合3割分を給付対象とします。

第3条(免責事由)

当会は、次の各号に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が、保険金請求その他に関し、不正の事実があったとき。
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動。
- 2 第2条第1項第1号から第8号の保険金の支払事由が生じた際に、契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人の故意によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- 3 公費負担又は、助成制度に該当した場合、該当する金額を差し引いて支払います。

第4条(保険金の請求権者及び受取人)

この保険契約の保険金の受取人は、被保険者会員とします。

- 2 契約者会員が、保険金を請求出来ない事情がある場合には、契約者会員の配偶者又は被扶養者を契約者会員の代理人として保険金を請求出来るものとします。なお、契約者会員の配偶者又は被扶養者も保険金を請求出来ない事情がある場合は、3親等以内の親族を契約者会員の代理人として保険金を請求出来るものとします。

第5条(保険金の削減支払)

第2条((保険金の支払事由、被保険者、保険金額))の規定にかかわらず、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症及び船舶・航空機事故などにより保険金支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当会の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当会は、該当する保険金の全部又は一部を削減して支払うことがあります。

- 2 保険金を削減して支払うときは、当会は、保険金の受取人に通知します。

第三章 保険契約の締結等

第6条(責任開始及び契約日)

当会所定の申込による保険契約の申込及び共助会からの脱退届(以下「申込兼脱退届」といいます。)を当会へ提出し、且つ保険料の一時払いを行い、当会が保険契約の申込について承諾した場合には、承諾した日から当会は承諾した日から保険契約上の責任を負います。

- 2 前項により当会の責任が開始される日を契約日とします。

第7条(保険期間)

60歳前に退職した場合は、60歳の誕生日を迎えた翌月の1日から20年後に相当する前日までを保険期間とします。

- 2 60歳以降に退職した場合は、退職した月の翌月の1日から20年後に相当する前日までを保険期間とします。

第8条(保険証券)

当会は、保険契約を締結した場合、契約者会員からの求めに応じ、遅滞なく、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を契約者会員に交付します。

- (1) 当会の名称及び住所
- (2) 契約者会員の氏名
- (3) 被保険者会員の氏名その他の被保険者会員を特定するために必要な事項
- (4) 保険金受取人の氏名又は保険金受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険金の種類及び保険金額。
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 保険契約を締結した年月日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第四章 保険料の払込、猶予期間、保険契約の失効及び保険料払込の免除

第9条(保険料の払込、及び払込期日)

保険料は、退職時に一時払いで払い込むものとします。

- 2 金融機関等の当会の指定した口座に振り込む方法により払い込むものとします。
- 3 保険料は当会が申込書兼脱退届を受領した日から1ヶ月以内(以下「払込期日」という。)に払い込むものとします。

第10条(保険料払込猶予期間)

この保険における保険料払込猶予期間はありませんが、巨大災害等により保険料払込が困難であると当会が認めた場合は、保険料払込猶予期間をその都度設定します。その場合、保険料払込猶予期間中に生じた第2条の支払については、支払うものとします。

第11条(保険契約の失効)

保険料を払込期日までに払い込まなかった場合は、保険契約は失効します。

第12条(保険料払込の免除)

この保険契約は、保険料払込の免除はありません。

第五章 保険契約の更新

第13条(保険契約の更新)

この保険契約は更新はありません。

第六章 保険料の増額又は保険金の減額

第14条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

当会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより主務官庁の認可を得て保険料を増額し、又は保険金額を減額する変更を行うことがあります。

- 2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当会は、契約条件の変更の内容及び、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちに契約者会員に通知します。

第七章 保険契約の取消、無効、解除

第15条(詐欺による取消)

契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当会は保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条(不法取得目的による無効)

契約者会員が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条(重大事由による解除)

次の各号のいずれかに該当した場合、当会は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が保険金(他の保険契約の保険金等を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下本条において同様とします。)を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険金の請求に関し、契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他保険契約を継続することを期待し得ない前2号と同等の事由がある場合
- 2 保険金の支払事由が生じた後でも、当会は前項の解除を行うことができるものとします。この場合、当会は保険金を支払いません。また、当会がすでに保険金を支払っていたときは、当会は支払った保険金の全額について、返還を請求することができるものとします。

第八章 保険金の請求及び支払時期等

第18条(保険金の請求及び支払時期等)

当会は、別表1に定める保険金請求に関する書類が当会に到着した日の翌日から起算して60日以内に、当会が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

- 2 前項の確認をするため、特別な照会又は調査(弁護士、警察、消防、検察等の専門機関)が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、別表1に定める書類が当会に到着した日の翌日から起算して90日以内に保険金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被保険者会員又は保険金受取人に対して通知するものとします。
- 3 第1項又は2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は前項の期間に算入しないものとします。
- 4 当会は、第1項又は第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から当会所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

第九章 解約及び解約返戻金

第19条(解約)

契約者会員は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約することができます。

- 2 契約者会員が本条の請求をするときは、当会所定の書類を当会に提出することを要します。

第20条(解約返戻金)

保険契約が解約された場合において契約者に支払う返戻金の額を次のとおりとします。

返還金の額＝一時払保険料×0.25/20×(20－経過年数)

(円未満切捨て)

- 2 経過年数に端月数がある場合は、按分計算するものとします。(1か月未満の端数は切上げることとします。)

第十章 保険契約の消滅及び未経過保険料の返還

第21条(保険契約の消滅)

この保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める日をもって消滅日とします。

- (1) 保険契約の失効 保険料払込期日の翌日
- (2) 重大事由による解除 重大事由解除による解除通知の到達日

- | | |
|--------------|-------|
| (3) 保険契約の解約 | 解約日 |
| (4) 契約者会員の死亡 | 死亡年月日 |
| (5) 保険期間の終了 | 保険終期日 |

第22条(保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

保険契約が消滅した場合において、契約者に支払う返還金の額を次のとおりとします。

返還金の額＝一時払保険料×0.25／20×(20－経過年数)

(円未満切捨て)

- 2 経過年数に端月数がある場合は、按分計算するものとします。(1か月未満の端数は切上げることとします。)

第十一章 契約者配当

第23条(契約者配当金)

この保険契約には、契約者配当金はありません。

第十二章 契約者会員の通知義務

第24条(通知義務)

契約者会員は保険契約の内容に変更があったときは、すみやかに当会に通知するものとします。

第十三章 その他の事項

第25条(保険料又は保険金の額の見直し)

当会は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるよう、保険料又は保険金額の妥当性につき検証を行います。

- 2 前項に定める検証の結果、当会が保険料又は保険金額の見直しを行う場合には、当会は、理事会決議を取得し、主務官庁の認可取得後ただちに、契約者会員に通知します。

第26条(時効)

保険金、解約返戻金、保険料の返還及びその他この保険に関する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

第27条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、当会の主たる事務所の所在地又は保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(別表 1) 保険金等請求書類

保険金の種類	請求に必要な書類
医療給付金	医療給付金請求書 医療機関の領収証